

もくせい公園だけではないのですけれども、備蓄庫の通常の保全というのでしようか、管理というのでしようか、そういうことなども踏まえると、やはり備蓄庫のドアのところには、当然照明はつけるべきだろうというふうに、私は思います。

それと同時に、このもくせい公園につきましては、部長が今言われました、本当に備蓄庫もよし悪しで、建物ができて影になりました、道路から道から見えないということもありまして、教育的に、非常によくない。子供たちが、不純異性行為みたいなのとか、私は近所ですからよくわかるのですけれども、付近に住んでおられる住宅の皆さんからも、そういう声も聞きますし、たまたま備蓄庫の前に、あそこはブランコがあるのです。あのブランコに腰かけていて、だから、夜になると、公園の街灯も暗いものですから、公園の中には入れない。私たち、普通の市民は公園を通過して近回りをしようとしても、暗くて入れないような、そういう環境も生むということもありまして、公園の明るさということもどれぐらい明るいのがいいか、私はよくわかりませんが、もくせい公園に限って言えば、また、自由広場が隣接しているということもありまして、ぜひあそこには、備蓄庫のそばにも明かりをつけていたいただきたいというふうに思いますし、今までのところ、自由広場で、そういう犯罪が起きたという話は聞いていませんから、今のうちに、自由広場にも、ぜひ明かりをつけていただき、防犯上の措置をしていただきたいのと、この自由の広場を有効かつ市民の皆さんに活用されるようにしていただきたいのと、これはそういうふうに思いますので、岩崎部長の方の答弁で、何かありましたら、ぜひその備蓄庫の答弁をしてください。

それと、迷彩服の関係ですけれども、きっと市長が何回も司令官に言っていたので、司令官の方から、最初にこの迷彩服のことであるということ、きつと言葉があったのだらうと思います。確かに、軍人と民間人というのがある、今、日本は戦争放棄した国ですから、そういう国の国民とでは全然発想が違いますので、そうだろうというふうに思います。私としては、米軍横田基地、市長も同じお考えだろうと思いますけれども、言ってみれば、仕方なくあるものです。私は、もう断固なくしてほしいというふうに、常に思っていますけれども、今のような現状の中で、仕方なく福生市の中にあって、それでもいいやなのに、それがあって、本当にいやだなと思っているのにもかかわらず、その米軍人がそういう戦闘服を着てま

の中を歩くということは、もうプラスして、もっといやだなというふうな、いやだなというものをもっともっと強くかきたてるものだというふうに思うわけです。

司令官が、これほど市長に言われるということは、司令官としても何とか、こういう市長のそういう心配を少しでも軽くしようというふうに思われているのだらうというふうには思いますけれども、ぜひとも、私はこの迷彩服、戦闘服でまちの中を歩かれては困るのだということを、強く言っていたきたいというふうに思います。

きょう、森田部長が第二ゲートの前で見てくださったということですが、私も第二ゲートと目と鼻の先に住んでいまして、きょう、たまたまたお屋に横田基地に用がかりまして、ちょっと第二ゲートまで、お昼休み行ってまいりましたけれども、たった十分から十五分間の間に、この迷彩服を着た、戦闘服を着た兵隊が、勘定しますと十人ぐらいいました。先ほど市長が言われましたように、車に乗ってくる人もいますし、自転車で通ってくる人もいます。中には女性もいますし、この間の一週間ぐらい前の夜は、第二ゲートの門に立っている人とか、あれはMPかなにかよくわかりませんが、きょう、その立っている人も迷彩服を着ている。私はあれには非常にショックでして、たまたま軍人だったのでも、しょうけれども、皆さんにしつこいと思われるかもしれないけれども、私は、どうしてもこの迷彩服だけは許せないというふうに思います。というのは、あの格好で人を殺したり、鉄砲を打ち合ったりしているわけです、テレビや映画を見る限り。私は直接、戦場へ行って見たことないからわからないのですけれども。私はそういう感覚から見ただけでも、あの格好がどんな作業服であろうと、制服であろうと、それはそれで結構ですから、それはその中でしてもらうことで、そういうものに関係のない福生のまちの中を、あの格好で歩かれては困るというふうに思います。

それを強く指導しているとか、私服にするようとかいろいろ指導しているということを質問するので、もう一回市長の答弁を見直した後、きょうちょっと横田基地のあそこで見てきたのですけれども、しばらく立って見えますと、迷彩服を着た兵隊が自転車だとか徒歩で出入りしますね。車の人は、ちょっと私なんかもしようがないのですけれども、だけど、あそこに門に立っている兵隊さん、日本人も外人もいま

すけれども、何ら注意しないのです。例えば、仕事の続きですかとか。私の感覚で言えば、それこそ自宅へ帰るのか仕事の続きなのかよくわからないけれども、そういうことも何ら注意をしているような様子もないし、私があそこへ立って見ている限りでは、無法地帯みたいな、どんな格好をしているかいいみたいなの、そうはないのでしょうけれども、そういうふうに見えたりするのです。だから、兵隊の皆さんには、その上官であるそれぞれの方たちが、市長が申し入れられたようなやむを得ない場合は除き、私服で通勤するようにいうことを言われているのでしょうけれども、実際、現場ではなかなかそこにならないという点では、私はそこをもっとときつく取り締まれば、あそここのゲートのところで、きちっとチェックするとか、例えばさっき市長が言われましたように、ロッカーをつくって、着がえてもらうとか、何かそういうような方策をとっていただきたいいうふうに思います。

私は横田基地があるのもいやだなというふうに思っているのに、それにもまして、あの人を殺す格好でまちの中を歩かれるというのは、もう何としても許せないというふうに思いますし、もうとても背筋がぞくぞくとくるようにいやな気持ちになります。これは、私だけではないということも主張しまして、ぜひともそのことを再度強く申し入れていただきたいというふうに思いますので、そのことだけ。申し入れるというふうに言われていますけれども、どういう申し入れかということも含めて、再度そういうことはやめてほしいというように申し入れを、ぜひしていただきたいというふうに思うので、そのところを教えてください。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、託老所の関係でございますけれども、まず調査の関係でございませうけれども、この二年度に入りまして、民生委員さんを通じて、実際にはしていかねばならないと考えております。

それから、現在、ひとり暮らし老人が四百数十数名おられますけれども、幸いなことに、痴呆性の方である場合には、やはり施設に入れるというふうなことになるわけでございまして、現在、そういう方はいいということとは、大変喜ばしいことではないのかというふうに考えておるわけでございます。この痴呆性というのは、やはりまだ医療的な問題と申しましょうか、そういった方が多くて、昨年の十二月ですか、

保健所におきまして、痴呆性老人、それから家族を含めまして指導というふうな形で、月一回ではございますけれども、痴呆性老人を対象とした指導を行っているということもございまして、

また、小冊子をつくる考え方というふうなことでございますけれども、現在、保健所におきまして、そういうふうな冊子がございまして、医療的な分野が非常に多ございまして、現在のところ、保健所のチラシ程度でいかがかなと、そんなふうになっています。

それから、住宅あっせんとの関係でございまして、東京都での施策、民間アパートの借り上げというふうなことがございます。これらにつきましては、市民の方々の御協力が得られるならば、そういうふうな形の中で、市としても考えていかなければならないと、そんなふうに思っています。以上です。

○総務部長（森田進君） 迷彩服に関係しまして、どういうふうな形で申し入れをするのかと、そういうふうなことでございます。

私、一六号につきましては、たまたま朝、日課で通ることが大分多ございまして、その中で、特にいろいろ御質問をいただいておりますので、どういうふうな形で通勤されているのかというものを見ているわけですが、先ほど市長の方から話しましたように、徒歩の場合は、比較的迷彩服以外の方法で朝は通勤されていると、そんなふうには理解しております。問題は、いわゆる営外居住者が車で中へ通勤される場合、そういう場合に迷彩服が多いと、そんなふうには感じるわけですが、そういう人たちが、お昼休みだとか、そういう時間帯に、たまたま迷彩服のままで基地の外に、徒歩で買い物のために出られると、そういうふうなことがいろいろ御指摘の対象になるのではなからうかと、そんなふうには思います。

それらを考えますと、一番効果的な方法としては、やはり営外居住者の通勤に迷彩服の利用を遠慮してもらおうと、そんな形が一番望ましいのではないかなと思えますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、やはり基地は基地の都合があるかと思えます。その点で、どこまでそういうふうな申し入れが通じるかわかりませんが、その辺を含めまして今回は申し入れを試みたいと、そのように考えています。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 自主防災倉庫の照明でございまして、公園等の防犯上の面から検討し、

見直していきたいと思いたすので、よろしくお願いいたします。

○十二番(原 敏子君) では、要望だけさせていただきます。

この託老所につきましては、二十数年前には、ポストの数ほど保育所をという言葉がありまして、保育所をポストの数ほどつくってほしいという運動が進みました。ところが、今では、このポストの数ほど託老所をつくってほしいという声が非常に大きくなってきているというふうに思います。託老所の数というのは、一小学校区に一カ所、週五日の通所体制を調べて、特に高齢者やその家族の多様な要求にこたえるように託老所を設置してほしいというのが、今、社会問題として起きつつあるのです。比較的、東京という、言ってみれば都会ですと、人口に対して高齢者の方が少ないというようなこともあります。地方に行けば行くほど、高齢者人口が相対的にふえてくるわけです。そういう中で、北陸とか関西とか、私の知る限りでも、託老所が幾つもできている自治体が、今では、本当に数多くなりました。そういう点から見たときに、東京の中でも、この西多摩のこの福生で、やはり他市に比して、気がついたときから計画を立て、研究をしていくことが、こういうものに立ちおくれしないで、お年寄りの福祉を充実できるだろうというふうに私は思いますので、ぜひともこの託老所を設置していただきたいというふうに、何回もお願いしているわけです。

それで、お年寄りが痴呆になれば、介護するのは妻だとか嫁だとか娘だとか、言ってみれば、女性の肩に全部介護の荷が重くのしかかってくるわけです。仕事をやめたくても、やめられない。住宅ローンだとか、子供の教育費だとか、今の社会状況を見るときに、本当にそれぞれの家庭の主婦である働き手である、痴呆性老人を介護する娘であり嫁であるこの女性の方たちは、本当に必死に生活をしていく、こういう中で、私は福生市で、まだ今のところ、痴呆性老人、そんなによく聞いていないというような答弁もありましたけれども、今から準備をして、研究をして、一定の年次計画などを立てながら用意していくことが、私はいざというときに役に立つのではないかなというふうに思います。

ですから、いろいろな意味で、このお年寄りの福祉を考えるときに、まずお年寄りがどうしたら豊かな老後がどうしたら安心して暮らせるかということを考えてときに、一つには、託老所の問題。また、安心

して住んでいられるようなお年寄りの住宅の問題、その点もあわせて、ぜひともこれも調査をされるということですので、そういう中で目を配っていただき、他市の状況などもぜひ調査をしていただきたいと思います。

それと、先ほどお見せしました小冊子の関係ですけれども、これらにつきましても、痴呆になってからでは遅いわけで、痴呆になる前、痴呆性老人とはどういうものなのかという、一般市民の皆さんの協力ともののでしょうか、そういうものも必要になってきますので、そこらのところも、あわせてぜひこういうものもつくっていただけたらというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それと、自由の広場につきましては、もくせい公園につきましても備蓄庫につきましてもよろしく願います。

また、この迷彩服、戦闘服の関係ですけれども、本当に市民が困っているのだということを、ぜひまた再度強調していただいて、要は、基地の中で何をされているのかよくわかりませんけれども、ああいう格好でまちの中に出てこれると困るのだという、これは本当に純粋な気持ちだと思います。作業服ではなくて、せめてまちの中を歩くときは普通の格好で、お使いするときは、そういう格好でと。それで、通勤のときも、できるだけああいいう格好で、作業服で通勤するというのは、あんまりいいということも、人種が違いうるか、そういう生活の仕方が違うということもあるでしょうけれども、そういうことも考え合わせて、ぜひ司令官に強く申し入れていただきたいというふうに思います。

あれが迷彩服でなければ、そんなでもないと思います。あれで殺し合ったりしているのを見るから、余計に感覚的に許せないというのはあるというふうに思いますので、ぜひそこらのところも、一言つけ加えていただいて、お願いしたいというふうに思います。

終わります。ありがとうございます。

○議長(仲村清信君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、三月七日午前十時から開きます。
本日は、これをもって延会いたします。

午後四時三十分 延会

写

福総文発第三千八十一号

平成二年二月二十七日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

平成二年第一回福生市議会定例会の招集について

平成二年二月二十七日付け、福生市告示第五号（別紙参照）をもって、平成二年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

一日目

写

福生市告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成二年
第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成二年二月二十七日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期	日	平成二年三月六日
二 場 所		福生市議会議場

(写)

福総文発第三千八十二号

平成二年二月二十七日

福生市長 石 川 彌八郎 (印)

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

議案の送付について

平成二年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第十号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例

二 議案第十一号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

三 議案第十二号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

五 議案第十四号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例

- 六 議案第十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 七 議案第十六号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 八 議案第十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 九 議案第十八号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 十 議案第十九号 福生市の鳥選定審議会条例
- 十一 議案第二十号 福生市ふっさ十景選定審議会条例
- 十二 議案第二十一号 福生市ふるさと基金条例
- 十三 議案第二十二号 福生市心身障害者福祉施設条例
- 十四 議案第二十三号 福生都市計画事業福生加美平土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例
- 十五 議案第二十四号 福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例
- 十六 議案第二十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第六号）
- 十七 議案第二十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
- 十八 議案第二十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）

- 十九 議案第二十八号 平成二年度福生市一般会計予算
- 二十 議案第二十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 二十一 議案第三十号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 二十二 議案第三十一号 平成二年度福生市下水道事業会計予算
- 二十三 議案第三十二号 平成二年度福生市受託水道事業会計予算
- 二十四 議案第三十三号 市道路線の認定について
- 二十五 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（平成元年度福生市一般会計補正予算（第五号））

福議発第二十三号

平成二年二月二十七日

殿

福生市議会議長 仲村 清 信

議案説明員の出席要求について

平成二年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 三 月 六 日 (火) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

⑦

福総文発第 3083 号

平成 2 年 2 月 27 日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑦

専決第二号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成二年二月 十三日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧